

報告事項 1

日本特別活動学会賞規程

第1条 この規程は、日本特別活動学会会員の理論的、実践的研究を奨励し、本学会全体の発展に資するための賞について定める。

第2条 賞は、（1）学術研究賞、（2）研究奨励賞、（3）功労賞から成る。

第3条 学会賞の選定にあたり、学会賞選考委員会を設置する。

2 委員会は、担当副会長及び学会賞担当理事、事務局長で構成する。

3 委員会には、委員長を置く。委員の他に会計担当を置く。

第4条 学術研究賞は、特別活動に関する優れた著書を著した会員に対して与えられる。著書は、原則として、5年以内に刊行されたものとする。

第5条 研究奨励賞は、特別活動に関する優れた理論的研究または実践的研究の成果を発表した会員に対して与えられる。対象となる研究成果は、本学会の紀要に掲載された研究論文及び実践ノート・実践論文に加え、本学会が主催する大会、研究会、公開シンポジウム、支部の研究会で発表された研究成果を含むものとする。ただし、大会等で発表された研究成果については、別にその詳細な内容について印刷の形で公開されているものがあることを条件とする。また、対象となる業績は、3年以内に発表されたものとする。

第6条 功労賞は、本学会の活動と特別活動研究に関する著しい業績や貢献によって本学会の発展に寄与した会員に対して与えられる。

第7条 学術研究賞及び研究奨励賞の受賞対象の著書、論文、研究成果の推薦、審査、可否の決定については、以下のような手続きを経るものとする。

2 会員は、授賞対象の著書、論文、研究成果を本学会理事1名に推薦することができる。

3 理事は、会員から推薦のあった者の著書、論文、研究成果と推薦状、執筆者の履歴書及び主要研究業績一覧をそれぞれ4部添えて、理事会に推薦するものとする。

4 理事会は、予め学会賞担当理事3名を選任することとし、学会賞担当理事は受賞対象者、著書、論文、研究成果の審査に従事する。

5 学会賞担当理事は、必要に応じて3名の審査委員を選定し審査委員会を設置することができる。審査委員は、会員であることを要し、そのうち1名を主査とする。主査は理事をもって充てる。

6 学会賞担当理事は、審査の結果を文書で学会賞選考委員長に報告するものとする。

7 学会賞選考委員長は、審査の結果を理事会に報告するものとする。

8 理事会は、学会賞選考委員会の報告につき審議し、授賞の可否を決定する。

第8条 功労賞の授賞対象者の推薦、審査、可否の決定については、以下のような手続きを経るものとする。

2 会員は、3名の連名をもって、授賞対象者を本学会理事1名に推薦することができる。

3 理事は、会員から推薦のあった者の履歴書及び主要業績一覧をそれぞれ4部添えて、理事会に推薦するものとする。

4 理事会は、予め学会賞担当理事3名を選任することとし、学会賞担当理事は授賞対象者の学会活動、特別活動に関する活動の審査に従事する。

5 学会賞担当理事は、必要に応じて3名の審査委員を選定し審査委員会を設置することができる。審査委員は、会員であることを要し、そのうち1名を主査とする。主査は理事をもって充てる。

6 学会賞担当理事は、審査の結果を文書で学会賞選考委員長に報告するものとする。

7 学会賞選考委員長は、審査の結果を理事会に報告するものとする。

8 理事会は、学会賞選考委員会の報告について審議し、授賞の可否を決定する。

第9条 受賞者は、総会において表彰される。

第10条 賞は、賞状及び副賞とする。

第11条 授賞は、当該会員の「受賞のことば」を付して、会報等に掲載される。

附 則

1 推薦の期日等、実施に当たっての細則は、常任理事会において補うものとする。

2 本規程の改廃は、理事会において行う。

3 この規程は、平成23年8月19日より施行する。

改正：平成24年8月25日（会則第6条、第7条の一部改正）

施行：平成25年4月1日

改正：平成26年8月23日（規程第3条一部改正）

施行：平成26年9月1日

改正：令和3年8月21日（規程第7条2項一部改正）

施行：令和3年8月21日

改正：令和4年8月20日（規程第5条一部改正）

施行：令和4年8月20日